

森林の立木伐採には届け出が必要です

地域森林計画の対象となっている民有林(保安林は除く)内で立木を伐採する場合には、森林法に基づいて市へ伐採および伐採後の造林届出が義務付けられています。

森林は、適正な管理をすることで国土保全・水源のかん養・地球温暖化防止などの役割を十分に発揮させることができます。

この届け出は、伐採や伐採後の造林に関する事項を確認するため、伐採の90日から30日前までに、農林課農林振興係へ提出してください。

問い合わせ 農林課農林振興係 ☎内線3237へ

農地の貸し借りは安心して適正な利用権設定で

農地の貸し借りは農地法(第三条許可)、または農業経営基盤強化促進法(利用権設定)による手続きが必要です。許可などの手続きをしていない貸し借りは法律に違反します。

口頭などによる個人的な貸し借りは、時間の経過により状況が変化してしまうなど問題が起こることがあります。

利用期間を決めて、互いが安心して農地の貸し借りができる利用権設定をご利用ください。

設定を行う場合は、10月末日までに農地流動化推進員、または地元農業委員に連絡してください。今年中に設定期間が終了するものも、貸し借りを継続する場合は更新が必要です。

問い合わせ 農業委員会事務局 ☎内線3241へ

森林の土地の所有権移転などの事前届出制度について

群馬県水源地域保全条例に基づき、森林の土地の所有権移転等が行われる場合は事前に届け出が必要です。

届出対象 森林の土地売買等を行う場合

届出期限 契約締結予定日30日前

問い合わせ 利根沼田環境森林事務所 ☎②4481、県庁林政課 ☎027(226)3216へ

秋の市内一斉清掃・道路愛護運動

道路、河川などに放置されたごみや道路にはみ出した植木などは、環境美化を妨げ交通事故の原因にもなります。美しい環境と安全な道路交通を守るために皆様のご協力をお願いします。

統一実施日 10月16日(日)

問い合わせ

市内一斉清掃 各町の区長、環境保健支部長、環境課廃棄物係(東原庁舎内) ☎内線77373へ

道路愛護運動 建設課管理係 ☎内線4213へ

◆白沢町 各区長、白沢支所地域係 ☎内線78135へ

◆利根町 各区長、利根支所地域係 ☎内線78239へ

野焼きは違法行為です

廃棄物の野焼きは一部の例外を除き法律で禁止されています。ドラム缶や穴を掘ってのごみ焼却なども同様の行為です。

※消防署への「火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為の届出」の申請や受理は、野外焼却の許可ではありません

野焼きの例外

- ・農林業や漁業のため、やむを得ず行われる軽微な焼却
- ・日常生活で通常行われる軽微な焼却(キャンプファイヤーなど)
- ・風俗習慣上、または宗教上の行事を行うため必要な焼却(どんど焼きなど)
- ・消火訓練の焼却や災害予防などに必要な焼却

※例外であってもビニールなど、有害物質を発生するものの焼却は禁止です

問い合わせ 利根沼田環境森林事務所 ☎②4481、環境課環境係(東原庁舎内) ☎内線77374へ

個人住民税の給与からの特別徴収実施の徹底について

県内では来年度から、個人住民税の給与からの特別徴収実施を徹底しますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ 税務課市民税係 ☎内線3145・3149



◆個人住民税の特別徴収とは

所得税の源泉徴収と同様に、事業主(給与支払者)が従業員(給与所得者)に毎月支払う給与から個人住民税を特別徴収(引き去り)して、従業員に代わって市町村に納入していただく制度です。

◆特別徴収義務者となる給与支払者(事業主)

所得税を源泉徴収する義務のある事業主は、個人住民税を特別徴収していただく義務があります(地方税法第321条の4)。これまで特別徴収を行っていなかった事業主についても、来年度から特別徴収義務者として指定されます。

◆特別徴収の対象となる給与所得者(従業員)

原則として、アルバイトやパートなどを含む全ての従業員から特別徴収する必要があり、特別徴収するかどうかを給与所得者の意思で選択することはできません。

次の①から⑥の理由に該当し、給与支払報告書と一緒に「普通徴収切替理由書」を提出した場合、当分の間は例外として普通徴収(個人納付)とすることができます。

- | | |
|-----------------------------|--------------------------------------|
| ①総従業員数が2人以下の事業者 | ④給与が毎月支給されていない者 |
| ②他の事業者から支給される給与から特別徴収されている者 | ⑤個人事業主から専従者給与が支給されている者 |
| ③給与が少なく税額が引けない者 | ⑥休退職者、または給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者 |

◆業務改善助成金等のご案内

業務改善助成金は中小企業の事業主を支援する制度です。事業所内で最も低い800円未満の時間給(時間換算額)を60円以上引き上げ、労働能率の増進に資する設備・器具の導入などの業務改善を実施するために要した業務改善経費を助成する制度です。

また、経営管理や労務管理などの専門家による無料相談窓口として「群馬県最低賃金総合相談支援センター」が開設されていますので、ぜひ、ご利用ください。

問い合わせ 群馬労働局雇用環境・均等室 ☎027(896)4733へ

◆沼田市ママ・パパの子育てを応援する企業奨励金

市では、男性の育児参加の促進と女性の活躍を推進し、安定した雇用を創出するため、今年度より育児休業などを取得した労働者を雇用する市内の中小企業者に対し、奨励金を交付します。

申請方法 所定の申請書に必要書類を添付し、育児休業終了日から3月以内、または当該年度の3月31日のいずれか早い日までに産業振興課商工振興係へ

その他 労働者の性別は不問／育児休業等を取得した後、職場復帰した労働者が対象／労働者が市外在住であっても勤務先の事業所、または工場が市内であれば対象／女性の場合、産後休業期間も育児休業等取得期間に含む

問い合わせ 産業振興課商工振興係 ☎内線3255へ

育児休業等取得期間	奨励金の額
10日以上1月未満	5万円
1月以上3月未満	10万円
3月以上6月未満	15万円
6月以上9月未満	25万円
9月以上12月未満	30万円
12月以上	36万円

※育児休業などを取得させた期間に応じ、育児休業者1人当たりに交付します